

浄水場発生土の有償譲渡に関する要綱

	平成29年4月12日施行 (29水浄浄第20号)
改定	平成31年3月1日 (30水浄浄第483号)
改定	令和2年3月31日 (31水浄浄第471号)
改定	令和3年3月30日 (2水浄浄第475号)
改定	令和4年3月17日 (3水浄浄第499号)
改定	令和6年3月22日 (5水浄浄第448号)
改定	令和7年3月13日 (6水浄浄第553号)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都水道局（以下「当局」という。）が、浄水場の浄水処理過程において発生する発生土（以下「発生土」という。）の引取りを希望する事業者（以下「引取希望者」という。）に対して発生土を有償譲渡するに当たり、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この要綱が対象とする発生土は、東村山浄水場、小作浄水場、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場（以下「各浄水場」という。）において発生するものとする。

(引取申込み)

第3条 引取希望者は、事前に発生土引取申込書（様式1）及び引取計画書（様式1-2）を提出する。

なお、発生土引取申込書（様式1）において、複数年度にわたる引取予定期間を記載することはできない。

2 原則として、1回当たりの発生土の引取申込量は3トン以上とし、最大積載量2ト

ン未満の車両への積込みは対象外とする。

(譲渡決定の通知)

第4条 当局は、第3条により引取申込みを行った引取希望者ごとに、各浄水場における発生土の保管状況、発生予定量、過去の取引実績等を勘案の上、譲渡予定期間、譲渡予定数量、譲渡計画及び譲渡場所を決定し、当該引取希望者に発生土有償譲渡通知書（様式2）及び有償譲渡計画書（様式2-2）により通知する。

(譲渡期間)

第5条 発生土の譲渡期間は、第4条による発生土有償譲渡通知書に記載の譲渡予定期間とする。

2 前項に定める譲渡期間中に第4条による発生土有償譲渡通知書に記載の譲渡予定数量に達した場合には、達した日をもって譲渡期間を終了する。

3 引取希望者が第1項に定める譲渡期間中に発生土譲渡の終了を希望する場合は、発生土有償譲渡終了通知書（様式3）により当局に通知することで譲渡期間を終了することができる。

(譲渡計画)

第6条 引取希望者は、第4条により通知した有償譲渡計画書の記載に従って滞りなく引き取るよう努める。

2 当局の事由により、有償譲渡計画書に記載された譲渡予定数量を減量する必要性が生じたときは、減量事由及び減量後の譲渡計画を発生土有償譲渡に関する変更通知書（様式4）及び有償譲渡計画書（変更）（様式4-2）により速やかに引取希望者へ通知することにより変更できるものとする。

3 前項による譲渡予定数量の減量に伴い引取希望者に生じる一切の損害に対して、当局は責任を負わないものとする。

(追加の引取申込み)

第7条 引取希望者は、第4条による有償譲渡決定の通知後に追加の引取りを希望する場合は、再度、発生土引取申込書（様式1）及び引取計画書（様式1-2）を提出する。

2 当局は、第4条に基づき、引取希望者に譲渡予定期間、譲渡予定数量、譲渡計画及び譲渡場所を新たに通知する。

(用途の確認)

第8条 当局は、「浄水発生土の有効利用における取引先等への用途確認について」（平

成 25 年 3 月 13 日付事務連絡厚生労働省健康局水道課)に基づき、適切な有効利用のために、譲渡の前後において引取希望者に対して引取後の発生土の用途確認を行う。

2 前項による用途確認に対して、引取希望者は誠実に対応する。

(発生土の利用)

第 9 条 引取希望者は、発生土の利用に当たってはその性状を十分に把握した上で利用するものとする。

2 引取希望者は、第 3 条により提出した発生土引取申込書に記載の利用目的に限り、発生土を利用できる。

(譲渡場所及び日時)

第 10 条 発生土の譲渡場所は、第 4 条により通知した有償譲渡計画書に記載の浄水場の発生土置場とする。

2 当局が引取希望者に譲渡する日時については、各浄水場の指示に従うものとする。
なお、引取希望者が指定する日時での譲渡を希望する場合は、譲渡を希望する日の 5 開庁日前までに当局へ連絡するものとする。

(譲渡量の計量)

第 11 条 発生土の譲渡量の計量は、当局が各浄水場に設置しているトラックスケール(台貫)によって計量作業を行うものとする。

計量する際の重量は、譲渡時における発生土に含まれる水分等も含まれた重量とする。

また、引取希望者との譲渡量の確認は、当局の定める計量伝票により行う。

2 前項の計量伝票は、3 通発行するものとし、1 通を引取希望者が保管し、2 通を当局が保管する。

3 各浄水場に設置しているトラックスケール(台貫)が故障等により、計量できない場合は、譲渡を停止する。

(作業及び負担の範囲)

第 12 条 当局は、第 10 条第 1 項に規定する譲渡場所における発生土積み込み作業を行う。

2 前項以外の発生土の有償譲渡に係る作業は引取希望者が行い、その費用は引取希望者が負担する。

(有償譲渡代金)

第 13 条 有償譲渡代金の請求は、第 5 条に定める譲渡期間の終了後に、当該発生土有

償譲渡通知書に基づき、引取希望者に対して有償譲渡した発生土について以下のとおり行う。

2 当局は、当該発生土有償譲渡通知書に基づき引取希望者に対して譲渡した全譲渡場所の実績譲渡量を集計（1トン未満切捨て）する。

なお、1トン未満切捨て前の実績譲渡量が1トンに満たない場合については、実績譲渡량1トンとして取り扱い、有償譲渡代金を算出するものとする。

3 1トン当たりの有償譲渡単価については、前項で集計した実績譲渡量に応じて以下のとおりとする。

(1) 実績譲渡量が300トン未満の場合

100円に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額

(2) 実績譲渡量が300トン以上の場合

10円に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額

4 発生土の有償譲渡を行った浄水場は、当該の発生土有償譲渡通知書に基づき、当該浄水場から引取希望者に対して有償譲渡した実績譲渡量を集計（1トン未満切捨て）する。

5 当該浄水場は、前項で集計した実績譲渡量に第3項の単価を乗じた額（1円未満切捨て）を有償譲渡代金として、引取希望者に請求する。

6 引取希望者は、有償譲渡代金を当局の発行する納入通知書により、指定する日までに支払う。

(遅延損害金)

第14条 引取希望者は、第13条第6項に基づき当局が定める納入期限までに有償譲渡代金を納入しなかったときは、その期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、請求金額につき、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を支払う。

(譲渡の停止)

第15条 当局は、第13条第6項に基づき当局が定める納入期限までに引取希望者が有償譲渡代金を納入しなかったときは、その期限の翌日から納入の日まで発生土の譲渡を行わない。

(発生土に含まれる放射性物質の取扱い)

第16条 当局は、発生土に含まれる放射性物質分析を第三者に委託する。

- 2 当局は、前項の検査をもって発生土の安全を確認した上で、引取希望者へ譲渡する。
- 3 当局は、譲渡（積込み）後の発生土及び引取希望者が発生土を利用して製造した製品等に含まれる放射性物質については、責任を負わない。

(発生土に関する情報の提供)

第17条 引取希望者は、当局から発生土の利用実績報告書、製品サンプルその他資料の提出を求められた場合、速やかに当局へ提供する。

- 2 当局は、引取希望者から発生土分析結果報告書交付申請書（様式5）又は発生土交付申請書（サンプル用）（様式6）が提出された場合には、分析結果報告書又はサンプルを交付する。

(法令等の遵守)

第18条 引取希望者は、発生土の運搬及び利用について、関係法令等を遵守するものとする。特に過積載については十分に留意し、交通法規を厳守のうえ、安全運行により運搬すること。

(事故等の処理)

第19条 発生土運搬作業等に伴い発生した事故、その他発生土を利用することに起因する全ての事柄については、引取希望者が自己の責任と負担において処理する。

(発生土の返納)

第20条 引取希望者は発生土を一度引き取った後に、発生土の性状等により返納を申し出ることができる。

その際は、協議を行ったうえで返納するものとし、運搬は、引取希望者の負担により行い、有償譲渡代金については、返金しないこととする。

(その他)

第21条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の解釈に疑義を生じた場合には、当局と引取希望者で協議の上決定する。

附則

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年3月13日から施行する。